

東北電力株式会社
女川原子力発電所
平成29年度(第1回)保安検査報告書

平成29年8月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要	1
3. 保安検査内容	2
4. 保安検査結果	2
(1) 総合評価	2
(2) 検査結果	5
(3) 違反事項	10
5. 特記事項	10

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成29年5月29日(月)

至 平成29年6月 9日(金)

(2) 保安検査実施者

女川原子力規制事務所

藤波 章

田上 博志

佐々木正克

大江 勇人

前澤 直人

2. 女川原子力発電所の設備及び運転概要

号機	出力 (万kW)	運転開始年月	前四半期から保安検査終了日までの 運転状況
1号機	52.4	昭和59年6月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (平成23年9月10日～)
2号機	82.5	平成7年7月	運転期間 — 停止期間 (平成22年11月6日～) 施設定期検査期間 (平成22年11月6日～)
3号機	82.5	平成14年1月	運転期間 — 停止期間 (平成23年3月11日～) 施設定期検査期間 (平成23年9月10日～)

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目において、立入り、物件検査及び関係者への質問により保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、発電用原子炉施設の巡視及び定例試験への立会いについても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ① 予防処置の実施状況
- ② マネジメントレビューの実施状況
- ③ 安全文化醸成活動の実施状況
- ④ 電源機能喪失時に必要な資機材の管理状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「予防処置の実施状況」「マネジメントレビューの実施状況」「安全文化醸成活動の実施状況」及び「電源機能喪失時に必要な資機材の管理状況(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果「予防処置の実施状況」については「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に従って実施されており、他社及び事業者の他の施設から得られた知見に対する予防処置は、その下位文書である「原子力保安情報処理要領」に具体的な処置のフローが定められていることを確認した。

「原子力保安情報処理要領」では、他社の故障・トラブル情報を「重大な故障・トラブル情報」と「その他の故障・トラブル情報」に区分し、重大な故障・トラブル情報については、本店原子力部の他社情報検討会で対応方針を決定し、原子力部長指示文書として実施室部所に指示を行うと定められている。その他の故障・トラブル情報については、本店原子力部情報検討会でスクリーニングを実施後、予防処置が必要と考えられる情報について、発電所に検討を依頼するフローとなっている。一方、事業者の他の施設(東通原子力発電所)の故障・トラブル情報に対しては、予防処置が必要と考えられる情報について、発電所の品質保証総括グループから主管グループに検討を依頼するフローとなっている。その他の故障・トラブル情報及び事業者の他の施設の故障・トラブル情報については、至近の1年間に発電所で検討した実績を確認した。

また、上記の処理フローは、事業者の是正措置管理システム(K15システム)を通して実施されていることから、予防処置情報の登録状況、現在のステータスの確認等についてシステムの操作画面により確認した。

事故報告事例に対する予防処置の実施状況については、平成23年3月から平成29年4月末までに発生した他社を含めた事故報告34件のうち、検討の結果、予防処置が必要な情報は3件であったことを確認した。保安規定違反案件に対する予防処置の実施状況については、平成24年11月から平成29年4月末までに発生した他社を含めた保安規定違反75件のうち、検討の結果、予防処置が必要な情報は7件であったことを確認した。

とった予防処置の有効性レビューについては「不適合管理運用要領書」に基づきレビューを実施し、評価を行っていることを確認した。

「マネジメントレビューの実施状況」については「原子力QMS マネジメントレビュー要領」及びその下位文書である「実施部門マネジメントレビュー実施要領」「発電所長レビューマニュアル」等に従って、レビューが実施されていることを確認した。

平成28年度下期の発電所長レビューは、平成29年4月4日、6日及び19日に発電所の品質保証会議において実施されたことを確認した。レビュー用資料は、品質保証総括グループが各部に対して依頼し、提出された資料を取りまとめた上で品質保証部長の確認を受けてインプットとしていることを確認した。発電所長のアウトプットは、ヒューマンエラー事象の繰り返し発生を踏まえたプロセスの改善等の8項目が示され、通知文書により所内に周知された上で、平成29年度の品質目標に反映されていることを確認した。

一方、平成28年度下期のマネジメントレビューは、平成29年5月15日に本店の原子力安全推進会議において実施されたことを確認した。マネジメントレビューのインプットは、実施部門と内部監査部門に分けて作成されるが、実施部門のインプット情報は、各室部所より提出された資料に基づいて、原子力品質保証室が「実施部門のインプット(総括表)」「品質保証活動を踏まえた主要な課題(実施部門)」に集約していることを確認した。実施部門のインプットは、原子力品質保証会議で審議された後、管理責任者(火力原子力本部長)の確認を経て、内部監査部門のインプットと合わせることで、マネジメントレビューのインプットとなることを確認した。社長のアウトプット及びそれを踏まえた実施部門の管理責任者の指示事項は、新規制基準適合性審査等への対応と必要なプロセスの変更等の着実な推進等の7項目が示され、通知文書で所内に周知された上で、平成29年度の品質目標に反映されていることを確認した。

事業者の「原子力安全に関する品質方針」は、平成29年4月1日に変更されており、事前に所員に対して通知文書により周知されていること及びポスターの掲示や品質方針のポケット版の配布等が行われていることを確認した。また、発電所の品質目標の設定に際しては、変更された品質方針との関連性の確保が考慮されていることを確認した。

「安全文化醸成活動の実施状況」については「原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領」等に従って、平成28年度の安全文化醸成に係る活動の状況と有効性の評価が実施されていることを確認した。評価結果では、全ての活動項目について設定した目標を達成しており、活動は有効であったとしているが、ヒューマンエラーに起因する公表対象となる不適合が複数件発生していること等が課題として抽出されたことを確認した。

平成29年度の安全文化醸成に係る活動の計画については「新方針の理解浸透活動」「社内安全文化アンケート結果の反映」が、新規活動項目として計画されていることを確認した。また、継続する5項目の活動計画についても、昨年度の評価結果を踏まえた手法の改善や目標値の見直し等が行われていることを確認した。平成29年5月15日に実施されたマネジメントレビューからの社長アウトプットを踏まえて、平成29年5月16日に管理責任者から指示事項が発出されており、安全文化醸成及び関係法令等遵守に係る指示内容を活動計画へ反映する改正作業が行われていることを確認した。

平成29年5月26日付で女川原子力規制事務所から発電所に対して取り組み要請を行った「作業管理」「良好なコミュニケーション」「事故・故障等の未然防止に取り組む組織」という3つの安全文化要素の強化に関しては、本年度の活動計画に策定した新規活動項目と手法の改善や目標値の見直し等を行う継続活動項目の実施により対応していくこと、専門家による現場観察活動や安全文化醸成活動推進WGの運用の見直し等を行う方向であることを確認した。

また、安全文化醸成及び関係法令等遵守のための方針の見直しに伴い「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る評価要領」が改正されていることを確認した。同要領では、事業者の目指すべき姿を「評価の視点」として、方針と関連づけた管理番号を付けて整理しており、今回の改正により管理番号は変更されたが、安全文化醸成活動の有効性の評価において前年度との比較をする際に問題のないことを確認した。

「電源機能喪失時に必要な資機材の管理状況(抜き打ち検査)」については、必要な資機材が「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応要領書」の一覧表に数量、配備場所、点検頻度、点検方法及び所管グループが定められていることを確認した。

このうち、点検方法に機能・性能の確認が要求されている資機材については、同要領書に基づき、機器の点検が行われていることを機器の種類ごとに1台以上の至近の点検記録により確認した。また、資機材の配備場所の中から、4箇所を選定して、一覧表に示された資機材の数量、保管状況等に問題のないことを各々の現場において確認した。

電源車等の可搬型設備が点検や故障の発生等により待機除外となる場合は「可搬型設備等の待機状態変更時の取り扱い変更について(平成29年2月13日)」に基づき、設備の所管グループがメール等で周知した上でシステム上の管理表を更新し、技術グループが緊急対策室のインフォメーションディスプレイの表示を変更するという運用になっていることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転処理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。また、定例試験(1号機非常用ディーゼル発電機(B)手動起動試験)に立会い、定められた手順に従って問題なく実施されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① 予防処置の実施状況

他の施設において発生したトラブル等の不適合情報や安全対策上の教訓となる運転経験、その他の安全性向上に資する外部の知見を活用する予防処置活動が、発電所において健全に機能していることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、予防処置は「原子力QMS 不適合管理・是正処置・予防処置要領」に従って実施されており、他社及び事業者の他の施設から得られた知見に対する予防処置については、その下位文書である「原子力保安情報処理要領」に具体的な処置のフローが定められていることを確認した。

「原子力保安情報処理要領」では、他社の故障・トラブル情報を「重大な故障・トラブル情報」と「その他の故障・トラブル情報」に区分し、重大な故障・トラブル情報については、他社のホームページ、プレス文及び原子力規制委員会文書等から得られた情報により本店原子力部の他社情報検討会で対応方針を決定し、原子力部長指示文書として実施室部所に指示を行うと定められている。実施例として「中国電力(株)島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題」に対する事業者の対応について「他社情報検討会議事録(平成27年10月30日)」「中国電力(株)島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題」に係る対応について(指示)(平成27年11月30日)」及び「原子力部長指示文書「中国電力(株)島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に係る対応について(指示)」の対応結果について(平成28年1月22日)」により確認した。

また、その他の故障・トラブル情報については、原子力発電情報公開ライブラリー(ニューシア)、原子力安全推進協会(JANSI)の国内情報及び米国原子力発電運転協会(INPO)、世界原子力発電事業者協会(WANO)等の海外情報から入手しており、本店原子力部情報検討会でスクリーニングを実施後、予防処置が必要と考えられる情報について、発電所に検討を依頼する。発電所では、主管グループが予防処置の要否を検討し、必要な場合は処置案を作成して、女川原子力発電所情報検討会の確認を受けた後に処置を実施し、予防処置の妥当性を原子力保安情報検討会で確認するフローとなっている。その他の故障・トラブル情報について、平成28年3月から平成29年4月の間に発電所で検討した情報は、入手件数18件、完了7件、処置不要8件、処置案検討中3件であることを「予防処置管理票(他施設の故障・トラブル情報)管理台帳」により確認した。

一方、事業者の他の施設(東通原子力発電所)の故障・トラブル情報に対しては、予防処置が必要と考えられる情報について、発電所の品質保証総括グループから主管グル

ープに検討を依頼する。主管グループで予防処置の要否を検討し、必要な場合は処置案を作成して、女川原子力発電所情報検討会の確認を受けた後に処置を実施し、予防処置の妥当性及び関連する室部所への水平展開を原子力保安情報検討会で確認するフローとなっている。東通原子力発電所の故障・トラブル情報について、平成28年3月から平成29年4月の間に発電所で検討した情報は、入手件数45件、完了17件、処置不要17件、処置案検討中6件及び処置実施中5件であることを「東通原子力発電所の不適合情報管理台帳」により確認した。

上記の処理フローは、事業者の是正措置管理システム(K15システム)を通して実施されていることから、予防処置情報の登録状況、現在のステータスの確認等について、システムの操作画面により確認した。

事故報告事例に対する予防処置の実施状況については、平成23年3月から平成29年4月末までに発生した他社を含めた事故報告34件のうち、本店及び発電所で検討した結果、予防処置が必要な情報は3件(「非常用ディーゼル発電機(A)の損傷(東北電力(株)女川原子力発電所1号機)」「非管理区域への放射性物質の漏えい(日本原子力発電(株)東海第二発電所)」「定期検査中における制御棒の過挿入(東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所5号機)」)であり、予防処置が完了していることを「事故報告事例に対する予防処置の実施状況【東北電力女川原子力発電所:平成29年度4月末日現在】」により確認した。

保安規定違反案件に対する予防処置の実施状況については、平成24年11月から平成29年4月末までに発生した他社を含めた保安規定違反75件のうち、本店及び発電所で検討した結果、予防処置が必要な情報は7件(「低レベル放射性廃棄物の誤廃棄(東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所5、6号機)」「地震後の設備健全性確認における記録管理の不備(東北電力(株)女川原子力発電所2号機)」「低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正不備(中国電力(株)島根原子力発電所)」「不適切なケーブル敷設(東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所5、6号機)、(東北電力(株)女川原子力発電所)他」)であり、予防処置が完了していることを「保安規定違反案件に対する予防処置の実施状況【東北電力女川原子力発電所:平成29年度4月末日現在】」により確認した。

とった予防処置の有効性のレビューについては「不適合管理運用要領書」に基づき「予防処置実施後、半年以上経過した件名」及び「予防処置に関わる業務を1回以上実施した件名」に対してレビューを実施し、評価を行っていることを上述の「非常用ディーゼル発電機(A)の損傷」の「不適合是正・予防処置有効性評価書」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

②マネジメントレビューの実施状況

経営責任者の積極的な関与の下、マネジメントレビューにおいて組織の実態に照らし、品質方針等の変更の必要性が評価されていること及びマネジメントレビューの結果、

組織としての課題が明確にされ、経営責任者から改善が指示されていること等について、平成28年度下期の発電所長レビュー及びマネジメントレビューの実施状況により確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、マネジメントレビューは「原子力QMS マネジメントレビュー要領」及びその下位文書である「実施部門マネジメントレビュー実施要領」「発電所長レビューマニュアル」等に従って実施されていることを確認した。

平成28年度下期の発電所長レビューは、平成29年4月4日、6日及び19日に発電所の品質保証会議において実施されたことを品質保証会議議事録により確認した（19日は3月分の実績をアップデートした資料によるレビューを実施）。レビュー用資料は、品質保証総括グループが各部に対して依頼し、提出された資料を取りまとめた上で品質保証部長の確認を受けてインプットとしていることを「平成28年度下期マネジメントレビュー資料等の提出について（依頼）」「平成28年度下期インプット（女川原子力発電所）」等により確認した。発電所長のアウトプットは、ヒューマンエラー事象の繰り返し発生を踏まえたプロセスの改善等8項目が示され、通知文書により所内に周知された上で、平成29年度の品質目標に反映されていることを「平成28年度下期マネジメントレビューによる所長アウトプットの平成29年度の品質目標への反映状況」等により確認した。

一方、平成28年度下期のマネジメントレビューは、平成29年5月15日に本店の原子力安全推進会議において実施されたことを開催案内文「第67回原子力安全推進会議の開催について（案内）」により確認した。

マネジメントレビューのインプットは、実施部門と内部監査部門に分けて作成されるが、実施部門のインプット情報は、各室部所より提出された「各室部所長レビューのインプット、データの分析結果報告書、各室部所長のアウトプット」に基づいて、原子力品質保証室が「実施部門のインプット（総括表）」「品質保証活動を踏まえた主要な課題（実施部門）」を作成していることを確認した。その際に各室部所インプットからの課題とインプット（総括表）の課題、主要な課題との整合性の確認のために「各室部所インプットからの課題と総括インプット／主要な課題との整合性確認表」を作成していることを確認した。「実施部門のインプット（総括表）」「品質保証活動を踏まえた主要な課題（実施部門）」は、原子力品質保証会議で審議された後、管理責任者（火力原子力本部長）の確認を経て、内部監査部門のインプットと合わせることで、マネジメントレビューのインプットとなることを確認した。社長のアウトプット及びそれを踏まえた実施部門の管理責任者の指示事項は、新規規制基準適合性審査等への対応と必要なプロセスの変更等の着実な推進等の7項目が示され、通知文書で所内に周知された上で、平成29年度の品質目標に反映されていることを「平成28年度下期マネジメントレビューによる社長アウトプットに基づく管理責任者指示事項の平成29年度品質目標への反映状況」等により確認した。

なお、事業者の「原子力安全に関する品質方針」は、平成29年4月1日に変更されており、事前に所員に対して通知文書により周知されていること及びポスターの掲示や品質方針のポケット版（解説含む）の配布等が行われていることを「原子力安全に関する品

質方針、安全文化醸成および関係法令等遵守のための方針の周知」「品質方針ポケットカード」等により確認した。

また、発電所の品質目標の設定に際しては、変更された品質方針との関連性の確保が考慮されていることを「女川原子力発電所品質目標の設定(変更)に関する説明」により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

③安全文化醸成活動の実施状況

安全文化醸成に関する発電所の平成28年度活動計画の達成状況及び評価結果、それを受けた平成29年度活動計画の策定状況について確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、平成28年度の安全文化醸成に係る活動の状況と有効性の評価が「原子力QMS 安全文化醸成および関係法令等遵守に係る実施要領」及びその下位文書となる「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る評価要領」に従って実施されていることを略式決定書「平成28年度「安全文化醸成および関係法令等遵守」に係る活動評価結果について」により確認した。評価結果では、全ての活動項目について設定した目標を達成しており、活動は有効であったとしているが、ヒューマンエラーに起因する公表対象となる不適合が複数件発生していること、アンケートにおいて発電所内の情報伝達に関する否定的な意見が多いこと等が課題として抽出されたことを確認した。

平成29年度の安全文化醸成に係る活動の計画については、事業者の安全文化醸成および関係法令等遵守のための方針の見直しが行われ「原子力安全に関する品質方針」と統合されたことによる「新方針の理解浸透活動」及び原子力品質保証室長の指示による「社内安全文化アンケート結果の反映」が、新規活動項目として計画されていることを略式決定書「平成29年度「安全文化醸成および関係法令等遵守」に係る活動計画の策定及び提出について」により確認した。また、継続する5項目の活動計画についても昨年度の評価結果を踏まえた手法の改善や目標値の見直し等が行われていることを確認した。

平成29年5月15日に実施されたマネジメントレビューからの社長アウトプットを踏まえて、平成29年5月16日に管理責任者から指示事項が発出されており、安全文化醸成および関係法令等遵守に係る指示内容を活動計画へ反映する改正作業が行われていることを略式決定書「平成29年度「安全文化醸成および関係法令等遵守」に係る活動計画の改正について」により確認した。

平成29年5月26日付で女川原子力規制事務所から発電所に対して取り組み要請を行った「作業管理」「良好なコミュニケーション」「事故・故障等の未然防止に取り組む組織」という3つの安全文化要素の強化に関しては、本年度の活動計画に策定した新規活動項目と手法の改善や目標値の見直し等を行う継続活動項目の実施により対応していくこと、専門家による現場観察活動や安全文化醸成活動推進WGの運用の見直し等を

行うこととしていることを「平成28年度安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価」に対する対応についてにより確認した。

また、安全文化醸成及び関係法令等遵守のための方針の見直しに伴い「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る評価要領」が改正されていることを確認した。同要領では、事業者の目指すべき姿を「評価の視点」として、方針と関連づけた管理番号を付けて整理している。今回の改正により「評価の視点」の管理番号は変更されているものの、項目数に増減はなく、旧番号との紐付けも行われていることから、安全文化醸成活動の有効性の評価において、前年度との比較をする際に問題のないことを「安全文化醸成および関係法令等遵守に係る評価要領(第4回改正)新旧比較表」により確認した。

なお、本年度も継続して実施するリスク想定訓練(ディスカッション活動)、PROGRESS(予防安全共有活動)、協力企業を含めた安全文化等に関する意見交換という活動項目について、昨年度の具体的な実施例と本年度の取り組みの改善点等について個別に確認を行った。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

④電源機能喪失時に必要な資機材の管理状況(抜き打ち検査)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、保安規定に追加された電源機能等喪失時の体制の整備に関して、配備された資機材が適切に維持・管理されていることを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、電源機能喪失時に必要な資機材は「女川原子力発電所 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応要領書」の添付2-2「電源機能喪失時における所要資機材一覧表」に数量、配備場所、点検頻度、点検方法、所管グループが定められていることを確認した。

このうち、点検方法に機能・性能の確認が要求されている資機材については、同要領書に基づき、機器の点検が行われていることを機器の種類ごとに1台以上の至近の点検記録を確認した。また、資機材の配備場所の中から、予備電動機保管場所、保修センター北側駐車場付近、第4定検資機材倉庫及び予備変電設備エリアの4箇所を選定して、一覧表に示された資機材の数量、保管状況等に問題のないことを各々の現場において確認した。

予備品として配備されている電動機が既設電動機の代替品として使用できることは、1号機残留熱除去系海水ポンプ及び1号機非常用補機冷却海水ポンプについて、予備電動機と既設電動機の外形図の比較を行い、型式、出力、電圧等の仕様が同一であることにより確認した。

また、電源車等の可搬型設備が、点検や故障の発生等により待機除外となる場合は、設備の所管グループがメール等で周知を行った上でシステム上のファイル「プラント状態管理表」を更新し、技術グループが緊急対策室のインフォメーションディスプレイの表示を変更するという運用になっていることを「可搬型設備等の待機状態変更時の取り扱い

変更について(平成29年2月13日)」及び緊急対策室のインフォメーションディスプレイにより確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

2)追加検査結果

なし

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	号 機	5月29日(月)	5月30(火)	5月31日(水)	6月 1日(木)	6月 2日(金)	6月 3日(土)	6月 4日(日)
午 前	(1, 2, 3号)	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室及び原子炉施設の巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●中央制御室の巡視 		<ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視及び原子炉施設の巡視
午 後	(1, 2, 3号)	<p>◎予防処置の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>◎予防処置の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>◇電源機能喪失時に必要な資機材の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>◇電源機能喪失時に必要な資機材の管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<p>◎マネジメントレビューの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 		
勤務時間外	(1, 2, 3号)							

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

